

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業説明会 Q&A

Q1 契約が終わったら住宅所有者に無償譲渡する義務はありますか。

A

契約終了後の太陽光発電システムの無償譲渡の義務はありません。

Q2 太陽光発電設置サービスを提供する事業者が補助金受領後に倒産した場合、助成金返還の扱いはどうなりますか。

A

事業が継承され、設置された太陽光発電が引き続き補助目的に合った形で利用されている場合には、助成金返還の必要はありません。その他のケースについては、個別にお問合せください。

Q3 太陽光発電からの電気の自家消費分の環境価値を住宅所有者から有償で買い取ることは可能ですか。

A

本事業では、リースや電力販売によって設置された太陽光発電からの環境価値を伴った電気を住宅で利用してもらうことを1つの事業目的としており、事業者が環境価値を取得することは有償であってもできません。

Q4 補助対象となる「住宅」の定義は何か。常に居住しているわけではない別荘などの建物は対象となりますか。

A

住宅の定義は「人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)」です(実施要綱第3条1項参照)。

別荘など常に居住しているわけではない建物も排除はしていませんが、詳細は個別にお問合せください。